

## 秋田市教育ビジョンの補足について

### 1 はじめに（趣旨）

秋田市教育ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間として、平成20年3月に策定しました。

平成23年4月で策定後3年が経過しておりますが、その間、景気の低迷や政権交代など社会経済情勢は大きく変化しております。また、本市においても、組織の機構改正や、スポーツ振興法に基づき策定している「スポーツ振興マスタープラン」の見直し、「第4次秋田市社会教育中期計画」の策定など、変化に柔軟に対応した教育行政の推進につとめてまいりました。

そういった状況の変化等を踏まえ、ビジョンの計画期間は2年残っておりますが、記載内容に本市の教育行政の現状と異なる部分が出てきたことから、別表の点について補足するものです。

### 2 基本的な考え方

ビジョンの補足にあたっては、次の5つの観点からビジョン全文の検証を行いました。

- ①法令等の改正により、明らかにビジョンの記載がそぐわなくなったもの
- ②国、県の方針転換等により、本市の教育行政も方針転換をしているもの
- ③新たな計画策定により、明らかにビジョンの記載と合わなくなったもの
- ④本市の機構改正により、教育委員会の所管でなくなるもの
- ⑤その他

検証の結果、③「新たな計画の策定」・④「機構改正」・⑤「その他」に関し補足が必要と判断いたしました。

なお、補足の判断は平成23年4月1日時点を基準日としております。

### 3 補足事項

#### 《 ③ 新たな計画策定に関する事項 》

##### < NO. 1 >

頁	P10	部門	社会教育	項目	基本的な考え方とめざすべき方向
<b>&lt;作成時の記述&gt;</b> <p>そのため、本市の第3次秋田市社会教育中期計画の目標である「だれでもが学んで生かせる協働あきた」の実現をめざして、「学びの支援体制の充実」「学びの機会の選択の支援」「学びの機会の充実」「学びの成果を生かす機会の充実」を4つの柱として掲げ、「市民と行政」「市民と市民」の協働を通じながら、市民の多様な学びのニーズに応える社会教育活動を推進します。</p>					
<b>&lt;補足内容&gt;</b> <p>秋田市社会教育中期計画は、平成23年度から、新たに第4次計画としてスタートしております。「共に学び共に育む元気な秋田」を基本目標とし、第3次計画の4つの柱に加え、「地域コミュニティづくりの推進」を新たな柱として掲げております。</p>					

##### < NO. 2 >

頁	P15	部門	スポーツ振興	項目	基本的な考え方とめざすべき方向
<b>&lt;作成時の記述&gt;</b> <p>今後は、市民のスポーツへの主体的な取組を促進しながら、そのニーズに適切に応え、体力、年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざします。</p> <p>そのため、スポーツ活動の多様化に対応できる体制づくりや競技力向上をめざしたスポーツ環境づくりのほか、施設の計画的な整備と効果的な運営をはかり、市民の誰もが気軽にスポーツ活動を実践できる環境の整備をすすめ、スポーツを通じた健康な心と体づくりや地域の連帯感の醸成につとめます。</p>					
<b>&lt;補足内容&gt;</b> <p>秋田市スポーツ振興マスタープランは平成23年度から、新たに第2次計画としてスタートしており、『健康・感動・協力を合い言葉として、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につとめ、元気な「はずむスポーツ都市」をめざす』ことを基本方針としております。</p> <p>また、「市民の生涯スポーツの振興」「指導者・リーダーの育成と活用」「競技スポーツとスポーツ関係団体との連携支援」「スポーツ施設の整備・活用」という当初計画とおおむね同様の基本目標のほか、「地域スポーツの振興」を新たな基本目標として掲げております。</p>					

<NO. 3>

頁	P 25	部門	教育環境整備	項目	Ⅱ 行政改革への対応と教育委員会のあり方 1 行政改革への対応
<b>&lt;作成時の記述&gt;</b>					
1 行政改革への対応					
(1) 所管施設への指定管理者制度の導入					
指定管理者制度の導入については、施設運営における市民の利便性の向上や管理コストの縮減を十分に検証し、制度導入について検討します。					
(2) 施設使用料等の適正化					
施設使用料等については、公平性や公益性の確保のため、全庁統一的な指針に基づきながら、受益と負担のバランスに配慮した適正な区分、金額等の設定を進めます。					
<b>&lt;補足内容&gt;</b>					
秋田市行政改革大綱は、平成23年度から、新たに「県都『あきた』改革プラン（第5次秋田市行政改革大綱）」としてスタートしております。教育委員会に関わる主な改革項目は、以下のとおりとなります。					
○屋内体育施設への指定管理者制度の導入					
○学校給食における調理業務の民間委託の推進					
○河辺農林漁業資料館の管理運営の見直し（新）					
○雄和ふるさとセンターの休・廃止（新）					
○統廃合後の学校施設の利活用指針の策定（新）					
○文化施設における年間パスポートの発行（新）					
○施設使用料の見直し					

《 ④ 機構改正に関する事項 》

< NO. 4 >

頁	P 12	部門	社会教育	項目	I 社会教育の充実 3 青少年の健全育成の推進
<p>&lt;作成時の記述&gt;</p> <p>3 青少年の健全育成の推進</p> <p>(1) 放課後児童対策の充実</p> <p>子どもを健やかに育成できる安全な居場所づくりのため、児童館などの整備を進めるとともに、放課後子どもプランを積極的に推進し、総合的な放課後児童対策につとめます。</p> <p>(2) 児童の地域活動の充実</p> <p>年齢の異なる子どもたちが、学校や家庭では経験できない地域における各種体験活動を通して、協調性や創造性等をはぐくむことができる機会の充実につとめるとともに、子ども会活動の奨励や子ども会育成団体の活動支援をはかります。</p> <p>(3) 青少年非行の未然防止活動の充実</p> <p>少年指導委員による街頭指導、少年や保護者を対象とした相談事業のほか、県や警察、青少年健全育成団体等と連携し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境から青少年を守る活動の充実につとめるとともに、広報・啓発活動を推進します。</p>					
頁	P 13	部門	社会教育	項目	各施設の取組 4 少年指導センター
<p>&lt;作成時の記述&gt;</p> <p>4 少年指導センター</p> <p>少年の非行防止および健全育成のための拠点として、関係機関、団体と連携・協調のもとに、街頭巡回、少年相談などのほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境から青少年を守る活動の充実をはかります。</p> <p>また、青少年が自立、責任、連帯、寛容などの人間性を養い、社会の規範意識を身につけるように、地域と一体になった活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会環境、地域の実態に即した地域巡回や小学生の登下校時間における街頭巡回の実施</li> <li>・ すべての子どもたちを対象にした「声かけ」の推進と、地区少年指導委員会活動の充実</li> <li>・ 関係機関と連携した、電話相談・面接相談および広報・啓発活動の充実</li> </ul>					

頁	P 25	部門	教育環境整備	項目	I 教育環境の整備 3 良好な教育環境の維持・向上
<p>&lt;作成時の記述&gt;</p> <p>(3) 幼児教育への支援と私学の振興  希望するすべての幼児が幼稚園教育を受けることができるよう、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、幼稚園教育の振興をはかるための助成を行います。  また、幼稚園をはじめとする私立学校が行う施設整備に対し支援を行います。</p>					
<p>&lt;補足内容&gt;</p> <p>平成23年4月1日付けの機構改正により、市長部局に子ども未来部が新設され、以下の事務は、同部に移管されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童対策に関すること。</li> <li>○子ども会活動の奨励や子ども会育成団体の活動支援に関すること。</li> <li>○青少年非行の未然防止活動に関すること。</li> <li>○少年指導センターに関すること。</li> <li>○幼児教育への支援に関すること。</li> </ul>					

<NO. 5>

頁	P 14	部門	社会教育	項目	各施設の取組 6 公民館
<p>&lt;作成時の記述&gt;</p> <p>市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、充実した学習活動に親しむことができるよう、機会の拡充をはかるとともに、地域づくりの拠点施設として、社会教育関係団体等との連携を通じ、社会参加活動を推進するための市民意識の醸成につとめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから高齢者までのライフステージに応じた学習活動の推進</li> <li>・青少年の健全育成をはかる各種体験学習活動の推進</li> <li>・社会教育団体等との連携による学習活動の推進</li> </ul>					
<p>&lt;補足内容&gt;</p> <p>公民館機能を有する市民サービスセンターの整備により、平成21年5月に西部公民館を廃止しております。また、平成23年5月に土崎・河辺・雄和公民館を廃止します。</p>					

《 ⑤ その他に関する事項 》

<NO. 6>

頁	P 4他	部門	全体	項目
<補足内容>				
<p>本ビジョンに「障害のある人」などの記載がありますが、本市では、平成22年度から、障害児（者）福祉等に関連する「障害」の「害」の字は、原則ひらがなとし、「障がい」と表記しております。</p>				